

# 金融商品の販売等に関する法律について

金融システム改革が行われ、金融サービスの多様化が進展する中で、今後ますます複雑で多様なリスクを持つ金融商品が登場していくことが予想されます。こうした状況のなかで、一般の投資家が自己責任原則に基づき投資を行えるようにするために、販売業者が金融商品のリスクを適切に説明することが必要になります。このように、金融をめぐる状況が大きく変化する中で、金融商品の勧説・販売に関する消費者保護措置の整備が社会的に強く求められました。こうした動きを踏まえ、金融審議会において、金融商品の販売・勧説ルールの整備に関して検討が行われ、平成十二年三月二十四日に金融商品販売法案が国会に提出されました。同法案は同年五月二十三日に可決成立し、五月三十一日に公布され、平成十三年四月一日に施行されました。

## 1. なぜ、この法律が必要なの?

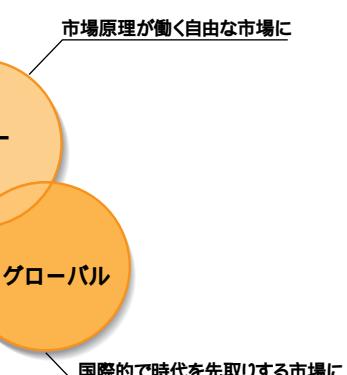
投資信託、外貨預金やデリバティブなど、多様な金融商品が、身近な商品として販売されるようになっています。しかし、金融商品についての知識・情報が金融商品販売業者（以下業者）に比べて乏しい顧客に対して業者の説明が不十分なために、元本割れ等をおこした場合などに、トラブルになるケースが増えています。

そのようなトラブルを解消するために裁判をおこした場合、金融商品を購入する際に業者がもつと適切な説明をすべきだったことや

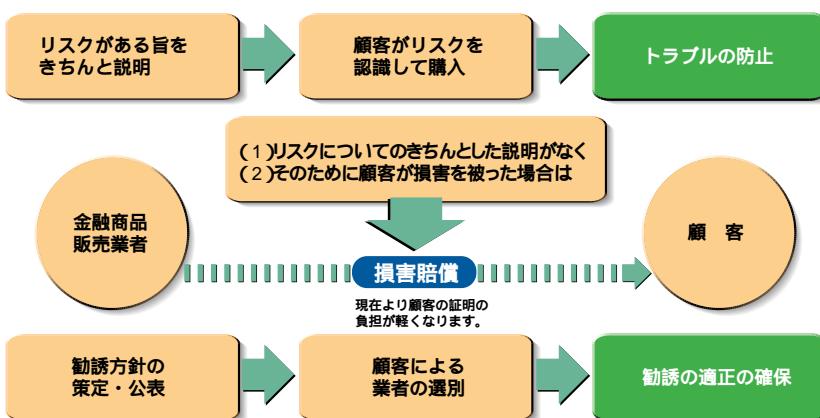


説明をきちんと聞いていれば金融商品を買わなかつたことを立証する責任が顧客（原告）側にあるために、結果として裁判が長期化する傾向にあります。

また、フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）の三原則を柱とした金融システム改革に合わせた顧客保護の整備が必要になっています。



業者が金融商品を販売する際は、金融商品がもつているリスク等の重要事項について、顧客に説明する義務が生じます。また、業者が金融商品を販売するための勧説をする際には、あらかじめ勧説方針を策定し、公表しなければなりません。もし、業者が説明義務を怠り、そのため顧客が損害を被った場合には、業者が損害賠償責任を負うこととなります。



## 2. この法律でどうかわるのか?

民法の不法行為による損害賠償責任で争った場合、業者が適切な説明をしたかどうかや、損害の因果関係について顧客（原告）に立証責任があり、原告側に重い負担となっています。しかし、本法律の施行により、説明義務の存在が

5. 証明の負担が軽くなるってどういってとか？

預貯金、信託、保険、有価証券、デリバティブ等、幅広い金融商品が対象となり、今後登場する新しい商品については、政令で定めます。

4. どんな金融商品が対象なの？

元本欠損（元本割れ）が生ずるおそれがあるときはその旨及びそれがどのような要因で起こるおそれがあるか（元本欠損が生ずる要因）についての説明が行われます。

元本欠損が生ずる要因には、金利、通貨の価格や、有価証券市場における相場の変動その他の指標に係る変動、また業者等の業務又は財産の状況の変化があります。その他、新しいタイプの元本欠損要因が出てきた場合には適宜政令で追加されます。

明記されるので、説明義務の存在についての争いがなくなり、原告の立証負担の軽減が図られます。また、説明がなかつたのでリスクを認識せずに購入したことや、元本割れとなつている額が損害額であることが推定されるので、ここでも原告の立証負担の軽減（裁判の迅速化）が図られることとなります。なお、元本割れとなつている額以上の請求をすることもできます。

6. 勧誘方針とは、どういうものか？

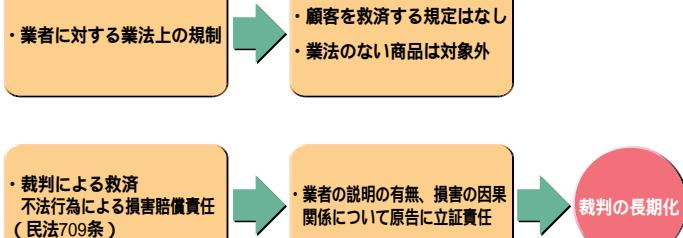
業者が顧客に金融商品を勧めるにあたつて、勧誘方針（勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項や勧誘の方法及び時間帯に關し、勧誘の対象となる者に對して配慮すべき事項、その他勧誘の適正の確保に関する事項）を策定し、公表しなければなりません。もし、業

者が勧誘方針の策定・公表義務に違反した場合は、過料が科せられます。公表された勧誘方針は、その内容について顧客や消費者団体などに評価されることになり、業者の内部管理に関する業者間の競争が促されることになります。

問い合わせ先  
財務部金融監督課  
九八一八六一一九四四

- ・投資信託、外貨預金やデリバティブなど、多様な金融商品の普及
- ・業者に比べて知識・情報の乏しい顧客に対する不十分な説明

## 金融商品の販売・勧誘をめぐるトラブル



## 顧客保護のための立法=金融商品の販売等に関する法律

